

命の源である「水」をいち早く、より多くの人に届けるために

## 新しい給水車を購入しました

日野町上水道事業では、現給水車の老朽化に伴い給水機能を強化し、将来にわたって継続した給水活動を支える核車両として、走行安全性と給水能力に優れた新型給水車に更新をしました。

新しい給水車は、今までの給水車（積載容量 1,000 ℥）に比べタンクの積載容量が 3,000 ℥ と大きくなり、一度の輸送で多くの水を供給できます。また、ポンプ性能が上がり給水拠点施設の小学校などの屋上にある高架式受水槽への補給が可能になりました。

ほかにも新車両には東日本大震災の給水支援の教訓から、災害現場にいち早く到着し、より確実に給水するために緊急車両としてのさまざまな装備が備わっています。

いつ起こるかわからない水不足に対し、大切な水を送り届けるために、今後の給水支援に役立てられます。



▲新しくなった給水車



◆給水コックも増えました

### ◆問い合わせ先

上下水道課 上水道担当 ☎ ⑤6576 有線⑤ 8962

### 【給水車の特徴】

- 車両とタンクが一体となった飲料水専用車（乗車定員 3 名、4 輪駆動車）
- 積載容量 3,000 ℥ のタンク搭載により、輸送能力が向上。（タンク材質：ステンレス鋼板）
- ポンプで 30 m の高さまで水あげ可能（4 階建ての建物の屋上への給水可能）

## 現在、福祉医療費受給券をお持ちの方へ

現在お持ちの福祉医療費受給券は、有効期限が平成 24 年 7 月 31 日となっています。8 月以降もご使用いただく場合は更新手続きが必要です。

受給資格に該当すると思われる方には、6 月中に申請書を送付していますので、必要事項を記入の上、役場住民課保険年金担当まで提出してください。

受給資格や所得制限などを再確認し、該当者には新しい受給券を郵送します。

なお、申請書を提出されても、所得制限等により却下になる場合もあります。

提出の際には、下記の物をご持参のうえ、住民課保険年金担当窓口へお越しください。

- ・健康保険証
- ・印鑑（スタンプ式でないもの）
- ・所得（非）課税証明書（所得額、扶養親族数諸控除の記載されたもの）
- \* H 24 年 1 月 2 以降に日野町に転入された方のみ
- ・その他通知に記載されているもの（障害者手帳、児童扶養手当証書など）

乳幼児（小学校就学前のお子さん）の受給券は、10 月に更新となります。

### ◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑤ 7784